

奈良県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十九号

奈良県水道用水供給条例の一部を改正する条例

奈良県水道用水供給条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第一項中「一立方メートル当たり百四十五円」を「当該年度の受水量の累計が基準水量に達するまでは一立方メートル当たり百三十円、当該年度の受水量の累計が基準水量に達した後は一立方メートル当たり九十円」に改め、同条第三項中「もの」の下に「（以下「最大月間受水量」という。）」を加え、「その最大の月間受水量」を「最大月間受水量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村は、災害、大規模な漏水事故等があつた場合においては、最大月間受水量について管理者に協議することができる。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（基準水量）

第四条 市町村の年間の給水料金の基準となる水量（以下「基準水量」という。）は、毎年度、管理者が定めるところにより決定する。

附則第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県水道用水供給条例（以下「改正後の条例」という。）

（第五条第一項の規定は、平成二十五年四月分の給水料金から適用し、同年三月分までの給水料金については、なお従前の例による。）

（準備行為）

3 改正後の条例第四条の規定による基準水量の決定及び当該決定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。